

# 東予地方局今治支局不法投棄防止対策推進協議会

## 次 第

〔 日時 : 令和8年3月9日(月)13:30~  
場所 : 今治支局4階大会議室 〕

### 1 開 会

### 2 会長あいさつ

### 3 委員紹介

### 4 議 事

(1) 今治保健所における産業廃棄物の不法投棄防止の取組みについて

(2) 各市町における不法投棄防止の取組みについて

(3) 関係機関相互の活動について

(4) その他

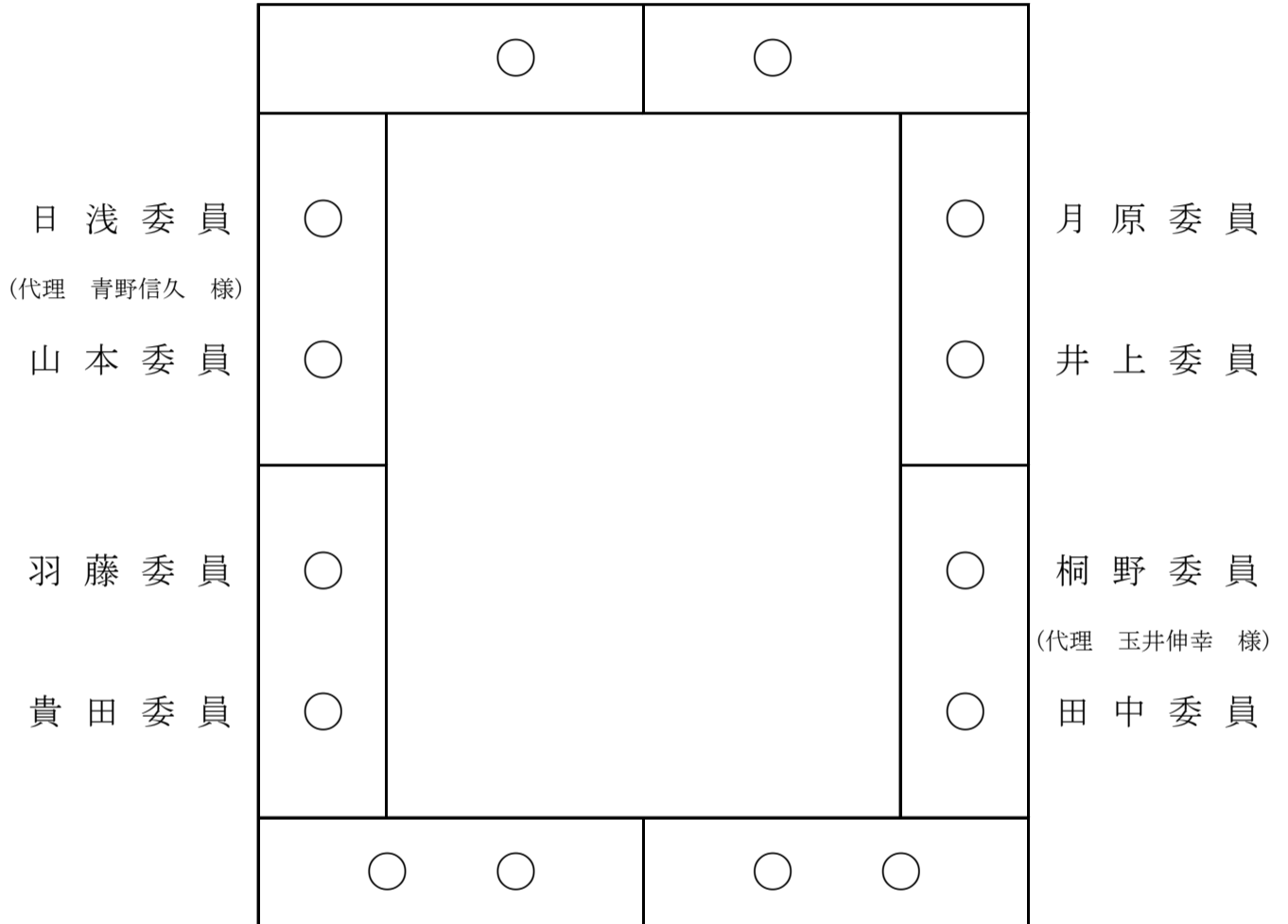
# 配 席 図

東予地方局今治支局  
不法投棄防止対策推進協議会  
令和8年3月9日（月）13:30～

（会長）

岡  
田  
会  
長

村  
上  
委  
員



高 渡  
橋 部  
委 委  
員 員

豊 福  
嶋 田  
委 委  
員 員

報  
道

（事  
受 務  
付  
）局

出 入 口

東予地方局今治支局不法投棄防止対策推進協議会委員名簿

令和8年2月28日現在

区 分	所 属	職 名	氏 名
事業者	(一社) 愛媛県建設業協会 今治支部	支部長	日浅 則仁
	今治商工会議所	事務局長	山本 一馬
	越智今治森林組合	代表理事組合長	羽藤 俊一
廃棄物処理業者	(一社) えひめ産業資源循環協会今治地区	今治地区長	貴田 敏幸
	愛媛県自動車車体整備協同組合今治支部	支部長	月原 正志
警察署	今治警察署	生活安全調査官	井上 貴臣
	伯方警察署	刑事生活安全課長	桐野 康
海上保安部	今治海上保安部	警備救難課長	田中 元
市町	今治市	環境政策課長	村上 浩一
		資源リサイクル課長	品川 二郎
	越智郡上島町	住民課長	梨木 善彦
東予地方局	東予地方局今治支局	総務県民室長	福田 貴徳
	今治土木事務所	管理課長	豊嶋 貴康
	東予家畜保健衛生所	所長	渡部 正義
	今治保健所	所長	岡田 克俊
		環境保全課長	高橋 明伸
計		16名	

## 東予地方局今治支局不法投棄防止対策推進協議会設置要綱

(設 置)

第1条 廃棄物の不法投棄を防止し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、「東予地方局今治支局不法投棄防止対策推進協議会」(以下、「推進協議会」という。)を設置する。

(任 務)

第2条 推進協議会は、「東予地方局今治支局不法投棄防止対策推進協議会」において検討した次の事項にかかる対策を推進し、関係機関相互の活動の調整を行うものとする。

- (1) 不法投棄防止のための監視
- (2) 不法投棄防止に関する意識の啓発
- (3) 不法投棄物の処理
- (4) その他、不法投棄防止のための具体策の推進

(組 織)

第3条 推進協議会は、委員20名以内を持って組織するものとする。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから地方局長が選任又は依頼する。

- (1) 排出事業者を代表する者
- (2) 産業廃棄物処理業者を代表する者
- (3) 各所轄警察署の代表者
- (4) 各所轄海上保安部(署)の担当者
- (5) 東予地方局今治支局管内各市町の代表者
- (6) 県職員

3 委員の任期は、第7条の規定により推進協議会が解散する日までとする。

(会 議)

第4条 推進協議会の会議は、会長が招集し、主宰する。

(会 長)

第5条 推進協議会に会長を置き、今治保健所長があたる。

2 会長に事故あるとき又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名した委員がその職務を代理する。

3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外のものを会議に出席依頼し、意見を聞くことができる。

(幹事会)

第6条 推進協議会に、第2条の対策の効率的な実施方法を検討するため、必要に応じて幹事会を置くものとする。

2 幹事は、委員の中から会長が指名するものとする。

(解 散)

第7条 推進協議会は、その任務を達成したときに解散する。

(庶 務)

第8条 推進協議会の庶務は、東予地方局健康福祉環境部今治支局環境保全課において処理する。

(雑 則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進協議会の運営に関して必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成3年5月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年5月2日から施行する。

## 産業廃棄物の不法投棄等の状況（令和 6 年度）について〔概要〕

環境省環境再生・資源循環局環境再生事業担当参事官付  
不法投棄原状回復事業対策室

## 1 令和 6 年度に新たに判明した産業廃棄物の不法投棄事案

## ○件数及び量

- ・不法投棄件数は 106 件（前年度 100 件、対前年度 6 件増）
- ・不法投棄量は 1.4 万トン（前年度 4.2 万トン、対前年度 2.8 万トン減）
- ➡ 不法投棄の新規判明件数は、ピーク時の平成 10 年代前半に比べて、大幅に減少しており、一定の成果が見られる。一方で、令和 6 年度で年間 106 件、総量 1.4 万トン（1,000 トン以上の大規模事案 4 件、計 7.396 万トン含む。）もの悪質な不法投棄が新規に発覚し、後を絶たない状況にある。

## ○実行者別の状況

## ●件数では、

・排出事業者	・ ・ ・	35 件	（ 33.0% ）
・無許可業者	・ ・ ・	10 件	（ 9.4% ）
・許可業者	・ ・ ・	4 件	（ 3.8% ）
・複数	・ ・ ・	14 件	（ 13.2% ）
・実行者不明	・ ・ ・	37 件	（ 34.9% ）
・上記以外	・ ・ ・	6 件	（ 5.7% ）

## ●投棄量では、

・排出事業者	・ ・ ・	8,843 トン	（ 61.4% ）
・無許可業者	・ ・ ・	974 トン	（ 6.8% ）
・許可業者	・ ・ ・	1,056 トン	（ 7.3% ）
・複数	・ ・ ・	1,109 トン	（ 7.7% ）
・実行者不明	・ ・ ・	1,987 トン	（ 13.8% ）
・上記以外	・ ・ ・	430 トン	（ 3.0% ）

## ○廃棄物の種類

## ●件数では、建設系廃棄物が

75件（がれき類 32件、建設混合廃棄物 32件、建設系木くず 11件）  
全体（106件）の 70.8%

## ●投棄量（単位：トン）では、建設系廃棄物等が

10,439（がれき類 2,633、建設混合廃棄物 4,870、動物のふん尿 2,936）  
全体（41,399）の 25.2%

## 2 令和 6 年度に判明したと報告された産業廃棄物の不適正処理事案（新規判明）

## ○件数及び量

- ・不適正処理の件数は 113 件（前年度 121 件、対前年度 8 件減）
- ・不適正処理量は 6 万トン（前年度 5 万トン、対前年度 1 万トン増）

## ○実行者別の状況

## ●件数では、

・排出事業者	・ ・ ・	54 件	（ 47.8% ）
・無許可業者	・ ・ ・	5 件	（ 4.4% ）
・許可業者	・ ・ ・	8 件	（ 7.1% ）
・複数	・ ・ ・	21 件	（ 18.6% ）
・実行者不明	・ ・ ・	18 件	（ 15.9% ）
・上記以外	・ ・ ・	7 件	（ 6.2% ）

- 不適正処理量では、
 

・排出事業者	・ ・ ・	23,472	ト	( 39.2% )
・無許可業者	・ ・ ・	296	ト	( 0.5% )
・許可業者	・ ・ ・	6,763	ト	( 11.3% )
・複数	・ ・ ・	10,956	ト	( 18.3% )
・実行者不明	・ ・ ・	17,880	ト	( 29.8% )
・上記以外	・ ・ ・	559	ト	( 0.9% )

### ○廃棄物の種類

- 件数では、建設系廃棄物が  
88件（がれき類 33件、建設系木くず 18件 建設混合廃棄物 37件）  
全体（113件）の 77.9%
- 不適正処理量（単位：ト）では、建設系廃棄物が  
43,717（がれき類 17,263 建設混合廃棄物 20,672 建設系木くず 5,782）  
全体（59,926）の 73.0%

## 3 令和6年度末時点で残存する産業廃棄物の不法投棄及び不適正処理事案（以下、「残存事案」という。）

### ○令和6年度末における残存事案の残存件数及び残存量

- ・残存事案の件数は 2,920 件（前年度 2,876 件、対前年度 44 件増）
- ・残存量の合計は 999.1 万ト（前年度 1,011.2 万ト、対前年度 12.1 万ト減）
- ➡ 毎年度、新たに判明したと報告され、その一部が残存事案として残ってしまう。なお、残存件数及び残存量は、都道府県及び政令市が把握した1件当たりの残存量が 10 ト以上（ただし、特別管理産業廃棄物は全ての事案を含む。）の産業廃棄物の不法投棄及び不適正処理事案のうち、令和6年度末時点において支障除去等措置が完了した事案を除いたものを集計対象としている。

### ○実行者別の状況

- 件数では、
 

・排出事業者	・ ・ ・	1,226	件	( 42.0% )
・無許可業者	・ ・ ・	562	件	( 19.2% )
・許可業者	・ ・ ・	211	件	( 7.2% )
・複数	・ ・ ・	230	件	( 7.9% )
・実行者不明	・ ・ ・	618	件	( 21.2% )
・上記以外	・ ・ ・	73	件	( 2.5% )
- 残存量では、
 

・排出事業者	・ ・ ・	1,766,964	ト	( 17.7% )
・無許可業者	・ ・ ・	4,308,583	ト	( 43.1% )
・許可業者	・ ・ ・	2,471,350	ト	( 24.7% )
・複数	・ ・ ・	662,168	ト	( 6.6% )
・実行者不明	・ ・ ・	757,210	ト	( 7.6% )
・上記以外	・ ・ ・	25,170	ト	( 0.3% )

### ○不法投棄等廃棄物の種類

- 件数では、建設系廃棄物が  
2,037件（がれき類 612件、建設混合廃棄物 873件 建設系木くず 552件）  
全体（2,920件）の 69.8%
- 残存量（単位：ト）では、建設系廃棄物が  
（がれき類 1,209,703、建設混合廃棄物 4,144,096、建設系廃プラ 1,450,888）  
9,991,445 の 68.1%

## 今治保健所における産業廃棄物の不法投棄防止の取組み

産業廃棄物の不法投棄は、近年、広域化・巧妙化・悪質化しており、不法投棄の未然防止、早期発見・早期是正の対策や、不法投棄追放の意識の醸成に向けた取組みなどが、県民の生活環境を守るために重要な課題となっている。

このため、平成 16 年度から不法投棄の未然防止と監視活動の強化を図るとともに、悪質事案に対する体制の強化と警察との連携強化を図ってきたところである。

また、平成 19 年度からは資源循環促進税を導入し、税金を活用して監視指導体制の拡充強化を図っており、引き続き、以下の施策を実施し不法投棄の防止に取り組む。

### 【未然防止対策】

#### 1 不法投棄防止対策推進協議会

関係機関で協議会を組織し、不法投棄防止対策に係る情報共有や相互連携による活動の調整を実施。

- 構成：保健所、警察、海上保安部、市町、排出事業者 他
- 事業内容：不法投棄防止監視、意識啓発、投棄物の撤去
- 令和 4 年度は書面開催

#### 2 産業廃棄物排出事業者処理責任啓発事業（産業廃棄物の適正処理に関する講習会）

排出事業者を対象に産業廃棄物の適正処理を推進するため、保健所単位で、各種基準、制度等について講習会を開催。

- 令和 7 年度：令和 7 年 6 月 17 日（火）開催。

#### 3 収集運搬車輛の検問

警察と合同で、産業廃棄物を運搬している車輛の検問を行い、マニフェスト等の携帯について確認し、無許可営業の取締り等の実施。

- 令和 7 年度：令和 7 年 12 月 3 日（水）実施。

### 【早期発見・行政】

#### 4 産業廃棄物等監視指導機動班

県関係職員で不法投棄等に即応する体制を整備し、監督指導を強化。

- 構成：循環型社会推進課、各保健所の職員 26 名
- 活動内容(随時)：定期的な巡回監視、苦情対応、不法投棄行為者に対する指導、事業者への指導啓発 他

#### 5 スカイパトロールの実施

県消防防災ヘリコプターを活用し、上空から不法投棄・不適正処理を監視。

- 令和 7 年 6 月 9 日（水）実施（今治保健所管内 5 か所）。
- （最終処分場 2 か所、土砂条例特定事業場 3 か所）。

### 【早期発見・県民】

#### 6 不法投棄 110 番の設置

県民から積極的に通報を受理するため、従来、県庁循環型社会推進課内にフリーダイヤル専用電話が設置されていましたが、廃止され、新たに産業廃棄物不法投棄等通報フォームを公開。（令和 7 年度通報件数 7 件のうち今治支局管内 4 件）

### 【早期是正】

#### 7 警察官の配置、産業廃棄物等適正処理指導員（警察OB）の設置

捜査機関との連携による産業廃棄物の不適正処理に対する調査・指導を強化するため、循環型社会推進課に主幹級（県警より出向）1 名、保健所には、暴力団関係者等に対して厳格な対応が期待できるなど、指導効果の高い警察OBを 6 名配置（今治保健所 1 名配置）。

#### 8 不法投棄監視カメラの設置

不法投棄行為者の特定を行うことを目的として、家屋廃材等が搬入されるなど不法投棄のおそれがある現場に監視カメラを設置。

- 設置状況 県内 18 台【うち今治保健所管内 4 台】（令和 7 年 12 月 31 日現在）

## 廃棄物不法投棄防止対策の取組について

所属名：今治市（環境政策課）

## 1 令和7年度の取り組み

## (1) 不法投棄防止のための監視

（監視パトロールの強化・充実、農地パトロールの実施等）

環境美化推進のため環境対策班が2名1組の2班体制で毎日市内（旧今治市・陸地部）の監視パトロールと併せて、適宜、集積所の違反ごみ（不法投棄ごみ）やボランティアごみの収集・運搬を行っている。

## (2) 意識啓発

（広報誌等でごみの減量化の指導・啓発、立て看板設置、イベント開催等）

申請により不法投棄防止の啓発看板2種類（45×60）、監視カメラを提供し、今治警察署・伯方警察署と取り締まりを連携する。

市民の方から不用品を提供してもらい、物を大事にする気持ちを高めることによりごみ減量を図る「リサイクルフェア」の実施。また、平成26年度から市民の方に、環境への意識改革を高めるため、環境フェスティバルを開催している。

## (3) 清掃活動

市民大清掃、海ごみ拾いイベント、ボランティア用のゴミ箱（ありがとうごみ箱）の設置などを通じて市民への美化意識を高め、清掃ボランティア活動に対しては、専用ごみ袋を提供するなど支援を行い、運搬やごみの処分についても市が協力している。

## (4) その他

不法投棄を発見した場合や、市民の方から情報提供があった場合などには、土地所有者への処理の依頼及び再発防止の対策の相談など、早期解決に努めている。

## 2 取り組みの成果

（不法投棄事案の減少、意識向上及び啓発活動の拡大等）

不法投棄監視カメラや看板の設置、意識啓発等により、ある一定の抑止効果が得られている。また、公共用地の不法投棄ごみ早期回収により、投棄物の堆積を防ぎ、良好な景観を保てるようにしている。

## 3 今後の取り組み

啓発看板の提供、監視カメラの設置等、昨年度までの取組を継続するとともに、不法投棄が頻発するところについては、従来どおり警察、施設管理者、土地所有者、保健所等と連携を密にし、対処していきたい。

## 廃棄物不法投棄防止対策の取組について

所属名：上島町

## 1 令和7年度の取組み

## (1) 不法投棄防止のための監視

(監視パトロールの強化・充実、農地パトロールの実施等)

- ・職員による不法投棄重点監視場所の見回り、啓発看板の設置、県の貸出監視カメラの設置を実施。

## (2) 意識啓発

(広報誌等でごみの減量化の指導・啓発、立て看板設置、イベント開催等)

- ・児童等から「環境美化ポスター」を公募し、意識向上を図る。
- ・児童を対象に町内クリーンセンターの見学を実施し、ごみの適切な処理等について学び考える機会を設ける。

## (3) 清掃活動

- ・町内の一斉清掃を毎年実施し、町内美化及び意識啓発を図る。
- ・ボランティア団体・個人による、公園、道路、海岸等の清掃活動に対して、無償でボランティアごみ袋を配布。

## (4) その他

## 2 取組みの成果

(不法投棄事案の減少、意識向上及び啓発活動の拡大等)

- ・ポイ捨てや建築廃材等の不法投棄は減少傾向にある。

## 3 今後の取組み

- ・町民に対して広報誌や町CATVなどを通し、引き続き啓発活動を実施する。